

## 第20回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 3 月 9 日 ( 月 ) 15 : 00 ~ 16 : 20

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用 1208 特別会議室

3 出 席 者

### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- ( 1 ) 専門委員の発令等について
- ( 2 ) 諮問第 9 号の答申「国民経済計算の作成基準について」
- ( 3 ) 諮問第 1 3 号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- ( 4 ) 諮問第 1 5 号「特定サービス産業実態調査の改正について」
- ( 5 ) 経済センサスに関する政府における検討結果について
- ( 6 ) 今後の統計委員会の運営等について
- ( 7 ) その他

## 5 議事録

竹内委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第20回「統計委員会」を開催いたします。

本日は全員御出席です。

では、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御紹介をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 それでは「統計委員会(第20回)議事次第」をごらんください。

そこに書かれていますように、配付資料といたしましては、資料1～9までお配りしてあります。それに加えまして、参考といたしまして、参考1～4までお配りしてありますので、御確認いただければと思います。

竹内委員長 それでは、議事に入ります。

まず、統計委員会専門委員の発令等についてですが、本日諮問されます特定サービス産業実態調査の審議に参加していただくために、お手元の資料1にありますように、3月9日付で4名の方が任命されております。

また、専門委員の部会の所属につきましては、資料2にありますように、3月9日付で指名しましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第9号の答申「国民経済計算の作成基準」につきまして、国民経済計算部会の部長であります吉川委員長代理から御報告いただきます。

吉川委員長代理 それでは、資料3をごらんください。

国民経済計算の作成基準であります。これは昨年平成20年9月8日の統計委員会に諮問され、その後、3回の国民経済計算部会の審議、2回の専門委員会の審議を経まして、2月26日の国民経済計算部会で答申(案)につきまして、議論の後に、部会長一任の了解が得られまして、その後の調整を経て、資料3の答申(案)が得られております。

答申(案)の内容であります。大きなポイントは、国民経済計算の作成基準でありますので、詳細なことをどこまでこの基準に記述するのか、また、この作成基準をどの程度の頻度で改正するのがよいのかといったことが論点となって議論を重ねてきたわけであり

ます。その結果、お手元にあるような案ができたわけですが、今後の課題につきまして、答申(案)の2枚目の下半分に「2 今後の課題」がございます。大きく分けまして、2つございます。

1つは「改正時期」であります。

国連による国際基準の変更に加えて、5年ごとの基準年の改定においても見直しをすることがどうかということを検討する。

もう一つ大きな課題としては「諸課題への対応」であります。

黒ポツにあるとおり、国連の基準の改定（93SNAの改定）等国际動向への対応、あるいは公的統計の整備に関する基本的な計画に盛り込まれる国民経済計算に関する課題への対応、平成22年秋以降に公表が予定される平成17年基準改定への対応、今般の作成基準に係る審議の過程で明らかとなった、基礎統計の利用や、国民経済計算と基礎統計との連携、といった課題について、今後の課題として挙げております。

そこで今後の予定であります、内閣府では、2008SNAの導入、基本計画の実施等の課題に対応するため、作成基準の改正を検討しております。来年度早々に、統計委員会に諮問する予定であります。その諮問の準備として、3月17日にストック専門委員会を開催する予定になっております。引き続き、統計委員会としても、国民経済計算の作成基準に関する課題に取り組む必要があると考えております。

簡単ですが、以上、部会を代表して報告させていただきました。

竹内委員長 どうもありがとうございました。少し細かいことですが、意味がわからないところがあるので伺いたいと思います。

2ページ目の のところに「国際連合の定める基準については、各国が実情を踏まえて準拠する性格のものであり、すべての勧告項目を我が国の国民経済計算体系に導入しているわけではないことから、その対応状況については本基準とは別に広く公表することとし」までは良いのですが、その次に「我が国国民経済計算の細部の変更の都度更新するものと位置づけている」とあるのですが、これは何を更新するのでしょうか。

内閣府経済社会総合研究所 そこに書いてあることは、どこが93SNAマニュアルに合致していて、合致していないかというものについては、作成基準とは別に、表という形で公表することにしておりまして、今後、次期基準改定等にて、93SNAの例えばこれまで対応していない部分について対応した場合には、その公表した表について変更していくという趣旨でございます。

吉川委員長代理 目的語が欠けているということですね。

竹内委員長 そうです。「何を」ということが書いていないということです。文章表現の問題です。つまり、我が国国民経済計算の細部の変更の都度、何を更新するかということです。「その対応状況については本基準とは別に広く公表することとし」のところまでは、これで意味が通じると思いますが、その後ろの文章では、何が主語で何が目的語なのかわからないので、何を更新するのかということです。

内閣府経済社会総合研究所 「その対応状況」というものは目的語でありますので「ついでに」のところに。

竹内委員長 なるほど。「その対応状況については別に広く公表することとし、我が国国民経済計算の細部の変更の都度それを更新する」ですか。「対応状況を更新する」という記述は、変な表現だと思うのですが、良いのですか。つまり「対応状況について発表する」というのであればわかるけれども「対応状況を新しくする」という記述は、少し文章としておかしい気がしますね。

それでしたら、もっと簡単にして「対応状況については本基準とは別に、我が国国民経済計算の細部の変更の都度公表することとする」とかにしておけば、それで通じるのではないですか。

内閣府統計委員会担当室長 では、今の趣旨で修文してもらって、委員長がOKだということだったら、それで認めていただいて良いですか。

竹内委員長 皆さんがそれでよろしければ、それで結構です。

何か御質問、御意見ございませんか。

もし御意見がなければ、細かい修文はしていただくことにして、答申は資料3の案のとおりでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

竹内委員長 それでは、内閣総理大臣に対して、(修文した)資料3によって答申します。吉川部会長を始め、国民経済計算部会に所属されている委員の方々におかれましては、どうも御苦労様でございました。

次の議題に移ります。

諮問第13号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」につきまして、廣松部会長から御報告いただきます。

廣松委員 それでは、御報告いたします。

全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成につきましては、昨年12月22日開催の統計委員会において諮問され、匿名データ部会に審議が付託されたものであります。

本件に関しまして、これまで3回の部会を開催して審議を行い、このたび答申(案)をとりまとめるに至りましたので、第2回及び第3回匿名データ部会の結果概要と合わせて、御報告申し上げます。第1回のこの部会の結果概要に関しては、前回御報告を申し上げたものでございます。

それでは、資料4の答申(案)及びその後ろに付いております参考資料2の議事概要を参照しながら、お聞きいただければと思います。

なお、この答申(案)及び部会の結果概要につきましては、事務局より各委員に事前に送付していただいておりますので、ここではポイントを絞って御報告させていただきます。

まず、匿名データの作成方法の計画に関して、1の「(1)適否」にございますとおり、本計画については、これにより作成される匿名データにおいて、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、一部修正を行うことを前提に相当としております。

その具体的な理由及び修正点につきましては「(2)理由及び修正点」の「ア 情報の削除」及び「イ 識別情報の階級区分の統合」のそれぞれに示しております。

詳しい点は、ここでは省略をいたしまして、この中の幾つかの点について、当初計画を

変更するように求めておりますので、その点を中心に御説明申し上げます。

まず第1点目は「ア 情報の削除」の2ページ目の「(ウ)裾切りによるレコード削除」の「b 年収等が高額な世帯」でございます。年収等が高額な世帯については、全国消費実態調査のサブサンプルの中のレコードの収入等が高額な世帯に関わるものは、匿名データから削除するという計画でございました。

ただ、研究者のニーズに対応するためには、レコードの削除は適当ではないという意見が出され、提供する情報を年収等の総額、すなわち内訳は捨てることにして、総額のみ限定し、かつ年収等の総額が高額な世帯については、トップコーディングの措置を講じた上で、匿名データに残すということを求めております。

第2点目は「イ 識別情報の階級区分の統合」の「(ア)トップコーディング及びボトムコーディング」の「a 高齢者の年齢」についてであります。計画では、トップコーディングの上限値を全国消費実態調査及び住宅・土地統計調査では、75歳以上、社会生活基本調査では85歳以上、就業構造基本調査では80歳以上という形で、調査によって分ける予定でございましたが、年齢を用いた分析の重要性等を踏まえ、4調査とも85歳以上にすることを求めております。

第3点目は、3ページ目「(イ)リコーディング(分類区分の再付与)」の「a 地理的情報(地域区分)」についてです。計画では、地域区分を全国消費実態調査、社会生活基本調査及び就業構造基本調査では、全国6ブロックに分けて提供する予定でございましたが、調査客体の匿名性の確保に万全を期するため、3大都市圏及びその他の地域の2区分にすることを求めております。

なお、住宅・土地統計調査に関しましては、都道府県別の公表を予定しております。

以上が匿名データ作成方法の計画の適否とその理由等でございます。

4ページ目に「2 今後の課題」を挙げております。

この今後の課題といえますものは、今回の計画には直ちに反映させることはできませんが、今後速やかに検討すべき課題という位置づけで3点挙げております。

まず(1)でございますが、今回の計画では、1調査について1種類の匿名データを作成する予定であります。ただ、例えば就業構造基本調査において、15歳以上の世帯員の年齢を各歳別とする一方、職業、産業等の分類区分を大きくりにした別の匿名データについてのニーズが複数の委員から指摘されました。一方、複数の匿名データを提供した場合、特定化されるリスクが高まるので適当ではないとの意見もございました。

議論の結果、就業構造基本調査につきましては、全国消費実態調査等と比べ、具体的な数値が少ないこと、今後の検討によって、ニーズとリスクの折り合えるところがあり得るのではないかということから、今後、利用者ニーズ等も踏まえて、複数の匿名データの作成の可能性について検討する必要があることを指摘しているものでございます。

(2)につきましては、今回の計画では、匿名データの作成対象調査を平成元年以降に実施したものであり、かつ調査実施後5年以上を経過したものとしております。

しかし、長期の時系列分析や直近の統計に基づく研究の重要性を踏まえ、今後、作成対象調査を平成元年より以前に実施したものの拡大、更には調査実施後5年以上経過したものであるという基準の緩和について検討する必要があることを指摘したものでございます。

(3)につきましては、匿名データの分析手法としては、集計値の分析、クロス分析等のほかに、回帰分析を代表とした多変量解析が考えられますが、トップコーディング等が行われている変数は、多変量解析に十分利用することができないため、より多様な統計分析への利用の観点から、こうした変数の平均値等をメタデータとして整備する等の措置を検討する必要があると指摘しております。

以上が答申(案)でございます。

また、今回の部会審議を通じて、部会長として、今後公的統計の整備に関する基本的な計画の推進に当たって、参考となるであろうと考えられる点について、追加説明させていただきたいと思っております。

今回の部会審議におきまして、一般研究者用の匿名データとは別に、初めて匿名データを扱う研究者のための訓練や、大学生の教育に利用することを目的とした、いわゆるレブリカデータと呼ばれている簡易な匿名データを作成し、簡便な手続で提供することを検討すべきであるという意見がございました。この意見は、部会だけではなく、この委員会でも御指摘があった点でございます。

この必要性につきましては、今後広く利用者ニーズを踏まえて判断する必要があること、また、その実現には、法令の見直しも必要になってくること等から、今後、基本計画のフォローアップの中で議論することが必要と考える次第でございます。

また、2番目として、部会審議におきまして、匿名データの作成に当たり、広く研究者等のニーズを聴取すべきであるという意見も出されました。基本計画に関する本委員会の答申におきましても、統計委員会が関係学会等の統計利用者との意見交換を通じて、統計利用者のニーズを把握することとされております。

こうした場も利用しつつ、匿名データの作成に係る利用者ニーズを把握していくことが必要と考える次第です。

以上が御報告でございますが、簡単に私個人の感想を付け加えさせていただきます。

平成16年11月に政策統括官の下に、統計法制度に関する研究会が発足し、そこで2次利用に関する問題点に関して議論を始めました。それから数えますと、今日こういう形で答申を申し上げるまで、実に4年半かかったということございまして、個人的には、大変感慨深いものでございます。

今回の場合、とにかく4月にスタートさせるという至上命令がございましたものですから、とりあえずこういう形の答申(案)にさせていただきました。ただ、この2次利用あるいは匿名データの提供、オーダーメイドの集計、目的外利用の取組に関しましては、今後各府省の統計関係者の方々の努力が必要不可欠だと考えます。この点を御理解いただき、各府省の統計関係者の方々にも、是非この2次利用に関して、積極的に取り組んでいただ

けるよう、お願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。何か御質問、御意見ございますか。

まだ匿名データ利用は、始まったばかりなので、それまで随分廣松さんにはいろいろ御苦労いただいたようではございますけれども、今後、またいろいろ進めていく中で、変えなければならぬことも出てくると思うのですが、とりあえずこういう形で出発するという事になったわけです。何か御意見ございますか。

美添委員 我が国の最近の状況では、学術研究に向けて、ある意味で画期的な決定が下されたものと思います。特に経済を中心とする多くの研究者から歓迎されるような提供が始まることは、大いに期待されていると思います。

一方で、部会長が今後の課題を明確に発言されたように、表現はいろいろありますが、訓練用のデータというよりも、広く一般の国民が使えるようなデータの提供が必要だという認識は、研究者側にも強くあります。

具体的な例を申し上げますと、日本学術会議でも経済学委員会の下に政府統計・社会情報基盤整備分科会がありまして、廣松先生が委員長なのですが、先週の分科会では所内で欠席ということで、そのほかの委員が集まって議論しました。その場でも、この点が問題になりまして、現行の法制上、匿名データの形であっても一般国民に広く提供することはできないという理解が形成された後で、そういうことであれば、必要な法改正まで求めるべきではないかという意見が、研究者集団として出されようとしています。それを提言としてとりまとめられるかどうかは、今後の問題になると思いますが、そういう要望が広く研究者側から出されていますので、ほかの統計でも問題意識として検討を続けていただくことが必要だろうと思います。

竹内委員長 今のお話で「広く一般国民にも」ということは、どういう意味ですか。

美添委員 例えばインターネット経由で自由に使えるようなマイクロデータを提供して、公開するという事です。海外の事例では、たくさん見受けられるものです。

竹内委員長 インターネット経由でとは、つまりだれが使っているかわからないような形で提供されるということですか。

美添委員 はい、だれでも使えるようにということです。

竹内委員長 そういう意味ですね。つまり、完全にオープンにしるということですね。

美添委員 はい。

竹内委員長 それは必ず法改正を必要とするわけですが、それについて、今、統計委員会としての意見を申し上げる必要もないとは思いますが、いかがですか。

美添委員 部会長の最後の補足意見の表現は、訓練用のデータというと、そういう読み方が適当だろうと思います。利用者を限定せずに、しかし十分な秘匿措置が施されたデータを公開するという手続が将来的には必要だと思います。

竹内委員長 私は部会長の報告を少し違うように解釈しています。問題は訓練用に簡易

でもっと秘匿が十分に施されたデータを提供して、それは簡便の手続で提供することが望ましいと言われていると思うので、そういう簡易にしたデータについて一般公開をした方がよいということですか。

美添委員 失礼しました。それを越えた要望だと御理解ください。

竹内委員長 つまり普通の匿名化したデータを言わば完全に公開しろということですね。

美添委員 はい。

竹内委員長 それはそういう御趣旨なら、そういう御趣旨でわかりますが、それがそのまま通るかどうかは、また別の問題だと思います。

廣松委員 補足ですが、現在新しく施行される統計法上では、あくまでも調査票データの提供という位置づけになっておりますので、そこでは匿名化したことが前提になって、かつ目的として具体的に記述されているという形になっております。

したがいまして、先ほど申し上げました法令で、もし今、美添委員が御指摘の点のような形の提供をとするならば、何らかの法令の改正が必要になるとは考えられます。その点、学会会議でも議論になったということですが、恐らく今後当然そういうニーズが出てくるだろうと思います。

ただ、先ほども申しましたとおり、今回の答申に関しましては、とにかく4月からスタートさせるということと、これは余り公的な場ではふさわしくないかもしれませんが、この匿名データが出ることによって、平成22年の国勢調査に何らかの影響が及ぶことを大変心配する。その意味で、今回のような形の提供をまず行った上で、これは部会の席でも申し上げましたが、小さく生んで大きく育てるという基本的な理念で、今後進めていきたいと思っています。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

ついでに伺いますけれども、学会会議の方では、個人データだけに限らず、企業データも含んでですか。

美添委員 企業データは全く問題にされていません。とりあえず、個人、世帯だけに限って議論をしています。

竹内委員長 そういう問題提起があるということは、伺っておいてよろしいと思います。

今すぐそれについてどうということでもないと思いますが、何かほかに御意見はございませんか。

匿名データに関して、もう一つ問題だと思うことは、現在のところ、調査データについてだけです。

廣松委員 とりあえず、そういう形です。

竹内委員長 学会会議の方は、調査データ以外に業務記録からつくったものも欲しいということですか。

美添委員 細かい議論はしていません。基本的な方向について、さまざまな意見が出た中で、一般的な公開は、海外の事例に見習えば、日本でも法整備が必要であろうという議



論が中心でした。

竹内委員長 それは結構ですけれども、つまり1つ気になっていることは、もしそういうことで、仮に業務記録も含むとした場合には、海外とは大変違って業務記録の使い方が非常に困難である日本においては、海外がこうだからというだけで話は済まないという気はしておりますので、その辺は感想として申し上げておきたいと思います。

吉川委員長代理 プライバシーの保護ということに関して、技術論的にはいろいろなことがあるだろうと思います。しかし、新しい統計法の理念ということからすると、皆様方御承知のとおり、やはり統計は有用な情報だということですから、なるべく広く自由に使われるということが望ましいということだろうと理解しています。

ですから、その意味で大きな方向性は、やはり学会が求めているような公開という方向だろうと思うのです。そこから先は技術論であって、先ほど廣松部会長がおっしゃったとおり、小さく生んで大きく育てるという表現が使われたわけですが、そういうことで慎重に、しかし方向性は見失わないで、技術的な問題を詰めていくということだと思しますので、私は部会長がおっしゃったことに賛成させていただきます。

ただ、学会が求めている理念は、それはそれとして、大きな方向性として、私たちも尊重すべきではないかなと考えております。

竹内委員長 何か御意見ございますか。私もなるべく匿名データの利用範囲を広くすることには賛成ですけれども、いきなり一般公開ということにまでいくことは、少し慎重でなければいけないのではないかと考えているだけです。

それでは、この答申(案)についてお諮りします。

全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について、本委員会の答申を資料4の(案)のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

竹内委員長 では、御了解いただいたものとしまして、総務大臣に対して答申いたします。廣松部会長を始め、匿名データ部会に所属される委員の方々におかれましては、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

「特定サービス産業実態調査の改正」に係る諮問について、総務省から御説明いただきます。

総務省統計審査官 それでは、資料5をごらんいただければと思います。

経済産業省の特定サービス産業実態調査の今般の改正計画の諮問について、御説明させていただきます。

まず、調査の概要でございます。

4ページ目に「特定サービス産業実態調査の概要」ということで、グリーンの1枚紙を付けてございますので、それを基に御説明させていただきます。

まず、この調査は、経済産業省が所管のサービス業について、その業種特性等を把握するという事で、情報サービス業でありますとか、物品賃貸業であるとか、そういう5業種について、昭和48年から毎年実施してきているものでございます。

調査の期日につきましては、毎年11月1日現在で実施しております。

調査対象業種につきましては、この調査につきまして、先ほど申し上げたように、昭和48年に5業種からスタートしまして、その後、20~30年間、毎年調査するもの、周期的に数年に1度調査するもの、新規に調査するもの等、ローテーション等を組みながら実施してきたわけですが、平成18年に毎年調査化を図りまして、18年は7業種調査して、それ以降、順次業種の拡大を図ってきてございます。

ちなみに、20年調査から継続しているものは21業種です。今般、冠婚葬祭業、映画館など、対個人サービスに係る業種につきまして、7業種を追加して、トータルで28業種に拡大しようというものでございます。

調査対象の数につきましては、28業種の母集団全体で28万事業所等になりますけれども、今般標本調査等を取り入れることによって、全体で約5万5,000事業所・企業を調査します。基本的には、原則事業所単位の調査でございますが、ここに書きましたように、映像情報制作・配給業等、なかなか事業所単位では売上高等がたたないという6業種につきましては、企業単位で調査する予定でございます。

抽出方法につきましては、原則として全国ベース、業種別に標準誤差率約2%という標本設計、都道府県別の業種の標準誤差が20%以内に収まるようにという標本設計の下に層化抽出を行う予定でございます。

しかしながら、母集団数が1,000に満たないような、非常に全体の事業所数が少ない7業種につきましては、全数調査を引き続き実施する予定でございます。

調査票の種類につきましては、業種は28業種でございますが、例えば物品賃貸業等、各種のものについては、共通の調査票を使うということで、全体の調査票の種類は、今回の調査対象の業種追加によりまして、トータルで19種類になってございます。

調査の流れにつきましては、事業所単位の調査の22業種につきましては、基本的には都道府県の統計主幹課を通じて調査員調査を実施する予定でございます。

企業単位の6業種につきましては、経産省直轄で民間事業者を活用して、郵送調査でやる予定でございます。ただし、従前どおり、企業の方で希望した場合には、本社一括調査として経産省が直轄で実施する予定でございます。

今回新たに調査対象とか調査員等の質問等に対応するために、コールセンターを設置する予定でございます。

調査の公表等については、ここにあるとおりでございますが、公表時期は調査実施後9か月以内に速報、1年以内に確報の公表を行う予定でございます。

この調査がどういうところに使われているかということでございますが、行政的な利用ということにつきましては、例えば産業活力再生特別措置法の第30条で、我が国のサービ

ス業の生産性の向上について国が支援するというところで、税の減免であるとか、財政投融資といったものを対象として、このデータを使いながら実施しているところでございます。

GDP統計の中でも、商品別の出荷額の推計であるとか、そういったところについては、この調査の各業種の結果が使われています。IO表についても、特サビの各業種の年間売上高等が、生産額の推計でありますとか、投入額の推計等にも使われているところでございます。

今回の改正の概要でございますが、諮問の概要の2ページをごらんいただければと思います。

「2 改正の趣旨」のところでは書かせていただいておりますけれども、平成18年7月に、財政・経済一体改革会議決定ということで「経済成長戦略大綱」というものが決められてございまして、この改定の中でも、今般平成20年度中に28業種への調査の拡充がうたわれているわけでございます。

「3 改正内容」の具体的な中身でございます。

「(1) 調査対象業種の追加」につきましては、3行目にありますように、冠婚葬祭業、映画館等々、7業種、トータル28業種で、調査票については、7業種追加分の7種類を新設して、トータルで19種類ということでございます。

ちなみに(注)のところは、20年調査からの対象業種一覧でございます。

「(2) 標本調査方式の導入」につきましては、実は前回の統計委員会の答申の中で標本調査方式の導入ということが言われてございまして、今般導入することにしたということでございます。

「(3) 事業所規模に応じた調査事項の設定」につきましても、前回の統計委員会答申において、次回調査においてこういう措置を取ると指摘を受けて、今般、事業者規模が4人以下の小規模事業所について、業種横断的に調査事項の簡素化を図るという措置を取る予定でございます。

ただ、母集団の規模が小さくて、小規模事業者のウェートの高い7業種につきましては、調査事項の簡素化を行わないということでございます。

「(4) 結果表章の見直し」につきましては、これは先ほど申し上げましたように、今回の調査から標本調査を導入いたします関係上、いわゆるクロス表等については、従来そのままでは、結果精度が十分保てないのではないかとということで、今回調査から精度が著しく低下するようなどころについては、基幹統計調査としては表章しない。しかしながら、ユーザーの利便性を考慮いたしまして、誤差情報とともに、参考表ということで、ホームページ上には掲載しようという計画でございます。

「(5) 調査実施方法の変更」につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

あと、基本計画との関係でございますが、本特サビ実態調査について、基本計画と直接メンションされているところはございません。

私ども審査部局といたしましては、統計法10条の承認の3つの基準に照らして、現段階

においては妥当なものではないかと考えているところでございます。

本日諮問を行いまして、5月に委員会の答申をいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。お伺いしたいことが1つあって、特定サービス実態調査というものは、最初はピックアップした特定のサービス業の調査でしたが、だんだん拡張されて、ほとんど経済産業省管轄のサービス業が全部入っているような感じになりつつあります。今、特定サービス実態調査の対象にならない業種には、どんなものがあるのですか。サービス業であって、ほかの省庁の管轄でないものであって、対象になっていなものはどんなものがありますか。

経済産業省調査統計部 実施部局の経済産業省でございますが、今の御質問は、経済産業省の所掌で今回対象にならないものでございますか。

竹内委員長 はい。

総務省統計審査官 経済産業省の関係では、一応今回の28業種で3けたの小分類ベースでは、すべてカバーしています。ただ細分類では、一部その他業種等に関わる部分がありまして、そこについては若干対象外に残る部分はあります。

経済産業省調査統計部 例えばエンジニアリング業とか、こういうものは今のところ対象にはなってございません。

竹内委員長 私がお聞きしたいことは、特定サービス業というのではなくて、経済産業省管轄サービス業調査だという気がするのですが、解釈はそれで良いのでしょうかということです。

経済産業省調査統計部 原則は、今、審査官から御説明していただいたとおり、産業分類で3けた分類というところで整理をさせていただきまして、それをもって調査をさせていただいておりますので、細かい分類で、例えば4けた分類であるようなところについては。

竹内委員長 大まかな原則だけでよろしいです。つまり、私がお伺いしたかったことは、そういう意味で統計体系の中でこの調査を位置づけるとしたら、他の省庁の管轄のものでも、こういう実態調査は要らないのかということにもなってくると思うので、審議の過程では、そういう観点からも審議していただきたいということをお願いしたかっただけです。

吉川委員長代理 委員長がおっしゃったこととも少し関係するのかもしれませんがけれども、今回の答申に関するコメントではなくて、今回のこれを拝見していると、7業種追加されるということで、2ページ目に幾つか出ています。たまたま目についたのですが、学習塾についても調査されるということで、このことはこれで結構です。

先ほどの話ですが、要するに統計というものは、利用者側からすると、できるだけ国の統計が利用する立場から便利なようにということですね。特サビというものは、勿論学習塾だけではないですけれども、学習塾に関する統計調査がここに入っている場合、学習塾

に関する統計というものは、恐らく教育関係のいろんな問題を考えるときに、利用者としては大変関心が深い統計になるだろうと思います。それが利用する立場から何かわかるように、いわゆる学校の調査というものは、言うまでもなく文部科学省の統計でいろいろあると思うのですが、学習塾に関する統計調査がこの特サビに入っている場合、これが利用する立場から使いやすく、文部科学省の統計の方はそれなりにはっきりしているのかもしれませんが、この特サビの学習塾の統計のような統計調査はここにありますということとか、これは特サビだけに限られることではないでしょうけれども、一般にどういう統計がどこにあるということをごくうまく誘導していただく必要があると思うのです。これは経済産業省ではなくて、恐らく総務省あるいは内閣府というところだろうと思いますけれども、それは統計委員会としても大いに関心事項だと思えますが、是非利用者の立場からの統計の交通整理というものをお願いしたいと思えます。

竹内委員長 美添委員、何かありますか。

美添委員 今の件は私ではなくて、総務省がお答えになるのが良いと思いますが、確かに吉川委員御指摘のとおり、必要とする統計がどこを調べたら良いのかということは難しい問題で、統計教育の重要なポイントだと思えます。

この点に関しては、「e - S t a t」という政府統計検索のウェブシステムがあり、大変よくできてきています。改善に余地はあると思いますが、そこでかなり対応してきていますので、吉川委員の指摘は、それを更に充実したものにしてほしいという要望だと思えます。

現状について、適当な説明をいただけるのでしたら、お願いした方が良いと思えます。

竹内委員長 吉川委員がおっしゃられたことと、今、美添さんがおっしゃられたこと少し違う意味の問題と関連すると思えます。

やはり学習塾は今、経済産業省が調査されているわけですから、あくまでも経済産業省がサービス産業の一部としての学習塾を調査しているわけで、それについては、例えば教育の観点からの学習塾の調査の要求には、必ずしも適するものになっていないと思うのです。本当はこの中にそちらに観点のことも入れた方が良いのかもしれないのですが、そういうことをやるとなると、ある意味では、府省を越えた関心を入れなければいけないので、今後そういうシステムをなるべくつくっていく方が望ましいと思えますし、統計委員会としてもそういうことが言えれば望ましいと思うのですが、とりあえずは経済産業省の立場からの調査だと思えますし、先ほど私が一言言ったことは、そういう意味で経済産業省としての範囲になるサービス産業の調査だということで、ではほかの府省の所管の下にある第3次産業なりサービス産業なりは、一体どのように統計を整理したら良いのでしょうかということに、この問題を議論するときにはやはり関心を持っていただいた方が良いのではないかと申し上げたわけです。今ある統計結果に、ただアプローチするのがどうというだけの問題ではないと思えます。

文部科学省生涯学習政策局 この学習塾の関係で申しますと、実は今週閣議決定予定の

基本計画の中にも、今後検討すべき事項として指摘されております。それは学習塾のいわゆる利用状況についての調査ということですが、それだけではなく、我が省で実施しております子どもの学習費調査というのがありますが、その中に例えば学習塾にどれだけお金を使っているかということと合わせて、どれぐらいの頻度で塾に行っているかとか、そういったことも合わせてデータをとってはどうかという御指摘をいただいておりますので、利用者側からはそういう観点でこれからは検討していくことになるかと思えます。

吉川委員長代理 このことで個別イシューになるかもしれませんが、何でもそうかもしれませんが、学習塾の問題というものは、個人あるいは家計、家庭が利用するというのと、サプライヤーの方の話と2つあるわけですね。

教育投資ということからすると、いわゆる学校については、国公立あるいは私立の学校にどれだけお金が使われているかという、サプライヤーの方も文科省の統計は勿論あるわけですね。その一方において、プライベートな学習塾と呼ばれている教育機関のサプライヤーの統計というものは、今回この経産省の特サビで調査するという事になった。そのことに別に異を唱えているわけではありません。

ですから、教育の供給体制に関する事、あるいは一国の教育投資をどのように考えるかというときに、学習塾も一つの教育機関であると考えた場合には、確かに先ほどから竹内委員長が言われているとおり、国の統計として、統計をつくる官庁が2つに分かれているということは、事実としてあるということだと思っております。ですから、そのことが1つと委員長は強調された。それと同時に、その問題を考えるときに、利用者の問題も残るのではないかなと思うのです。

竹内委員長 それと同時に、同じことを別の側から調査されることがあるということは、非常に望ましいことですが、やはりその間のある意味での連携をとっていただいた方が良いのではないかなと思うのです。

つまり、調査そのものは独立でも良いのですが、何らかの形でその情報を結びつけて分析されるようなことが望ましいと思っておりますので、その点も審議の過程では御考慮いただきたいと思っております。

学習塾の話ばかり議論しているようになってしまっても困るのですが、何かほかに御意見ございますか。もし御意見がなければ、この特定サービス産業実態調査の改定については、産業統計部会で御審議いただいて、その結果について、本委員会に御報告をいただきたいと思っております。舟岡部会長、よろしく願いいたします。

では、次の議題に移ります。

昨年11月の統計委員会において、経済センサスの検討状況について御報告いただきましたが、その後の状況について、総務省の中田政策統括官から御説明いただきます。よろしく願いいたします。

総務省政策統括官 資料6でございます。クリップ留めになってございますが、1枚紙

のものとして7ページのものがございます。

7ページのもの、今年2月13日に各府省の統計主幹部局長等会議了解した、政府の見解ということでございます。これを2月13日にまとめまして、その後、都道府県の統計主幹課長会議でこれを御説明し、理解を得たというのが進捗状況でございます。分厚いものでございますので、表紙の1枚紙に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、若干経緯が書いてございます。統計委員会からの検討要請事項というものは2点でございます。

1点目といたしまして、22年12月に工業統計調査またはこれと同等の調査を実施することについて検討されたいということで、これは23年のSNAの確報にとって必要であるということでございます。

2点目といたしまして、22年12月の工業統計調査等を実施することを検討することによって、経済センサス全体にどういう影響があって、どういうふうに対応していくかということを検討して報告をなさいたいということでございます。

この2点の宿題をいただきまして、政府部内で検討あるいは都道府県、政令指定都市等と意見交換をしまして、その結果をまとめたものが、先ほど申し上げました7ページのものでございます。

その内容として「1 調査実施の方向性」でございます。これはもともと経済センサスの理念を維持するという観点から、従前の計画を変更いたしまして、大きく3点実施の方向性をとりまとめたとところでございます。

1点目は、平成22年工業統計調査を平成22年末に実施する。この場合、全数調査ではなくて、従業員数4人以上ということで裾切りをして実施するというところでございます。

2点目は、製造業を含めまして、経済センサス活動調査を平成24年2月に実施する。この場合の調査対象年は、平成23年、すなわち西暦2011年とするということでございます。

3点目は、24年工業統計調査を24年末に実施する。

この3点の方向性を固めたところでございます。

(2)でございますが、このように24年2月に活動調査を実施することになりました。これは雪の時期でもございますし、いろんな他の統計調査との重なりもあるということでございますので、まず郵送なりオンライン調査の実施などによりまして、雪地域対策というものを今後検討していく。また、調査事項の見直しなどによりまして、報告者の負担軽減あるいは調査票の審査事務の合理化などによる地方公共団体の事務負担の軽減といった問題はまだ残されておりますので、こういう問題について、引き続き検討していくと考えてございます。

以上が全体の方向性でございます。

これに関連いたしまして、基準年あるいは指数の問題が出てまいりますが、これについても一応の見解をまとめてございます。

今、申し上げましたように、経済センサス活動調査は平成23年(2011年)を対象とし

て、24年2月に行うこととなりますので、次回の産業連関表あるいは指数との問題をどう考えるかという問題がございます。

まず、産業連関表につきましては、経済センサスによるデータが23年のものになりますので、その場合、23年を対象年として経済センサスを行うか、あるいは古いデータを使って22年を対象年にするかのどちらかがあるわけがございますけれども、やはり22年を対象にしますと、サービス業と商業のデータが古いものですから、精度は相当落ちるということで、私どもでは、平成23年を対象年とせざるを得ないだろうと考えてございます。

国民経済計算における対応でございますが、産業連関表の作成年次の対象年次が23年となった場合には、国民経済計算の方もこれに合わせて通常の基準改定より1年遅れて、平成23年とするということになるだろうという見解でございます。

その他、各種の指数の基準時の取扱いでございますけれども、これらにつきましては、産業連関表等に依存している度合いはそれぞれ違いますので、それぞれの指数の作成省庁において検討していただきまして、それを前提として、政府としての案を今後調整していきたいということでございますが、この場合、今まで申し上げましたような前提プラス(3)のでございますけれども、第2回の経済センサス活動調査は、平成27年(2015年)を対象年次として、28年実施するということを前提にして、指数の基準時を考えていきたいととりまとめたところでございます。

今後の課題といたしましては、各種の課題が山積をしておりますので、都道府県、政令都市と実施者等を継続的あるいは横断的に検討する場を設置して、検討を進めてまいりたいというのが1点でございます。

それから、統計基準の問題につきましては、既で御説明申し上げましたように、各種問題があるということでございますので、今後指数作成機関と検討を重ねまして、政府としての案を作成し、基本計画にございますように、21年度にこの統計基準の問題について、統計委員会の方にお諮りしたいと考えてございます。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。何か御質問ございますか。

このことは、基本的には統計委員会として平成22年の工業統計調査を実施することが必要だという見解で、それを実現する形で考えていただきたいということで検討をお願いしているわけで、地方公共団体から難しいという異論が出たようですが、そんな中何とかまとめていただいて、この方向で実施することになってございますので、何か御質問があったらお伺いしますが、この期になってこういうことは困るなどという御意見は、今は出していただきたくないところですね。

どうぞ。

舟岡委員 この案に反対するわけではありませんが、資料6の別添の2ページ「(2)報告者の負担軽減策」の「調査事項の見直し」について意見を述べます。今回このような緊急避難的に応急的な対応をとったことに関連して、最後のところに「経理項目事項の



簡素化について検討する」と記してありますが、十分な検討が必要だろうと考えます。

大企業については四半期ごとの会計監査が義務づけられて、四半期や月次の決算が行われているから、四半期を組み替えて計数を把握することは当然、可能であるとしても、暦年の集計値にどれだけの意味があるかを十分に吟味する必要があります。暦年で捉えて意味がある項目にとどめておかないと、木に竹を接いだような経理項目の集計結果を示すことになって、誤解を与えかねない。

具体的な事例を挙げますと、時価会計等の導入によって、特損処理等は例えば3月期決算では、1～3月期に集中的に行われますが、特損処理が行われた1～3月期の結果はそれ以前の4月～12月までの結果と合わせれば、年度の企業財務を捉える上で意味がある。ところが、1～3月期の結果を次年度の4月～12月と合計したなら、その集計値にどのような意味があるのか疑問です。

これだけ経済が激変していますと、年度のいろんな経理事項が1～3月期に最終的に調整される。その調整された結果である1～3月期の計数は、12月に至るまでの結果と合わせることで初めて意味がある。そここのところを十分検討した上で、調査事項の適切な設定が必要かと思えます。

竹内委員長 何か御意見ございますか。

こういふことで、どうやら実施可能なものになりましたが、勿論内容についてはまだいろいろ詳しく検討していただくことがあると思えますので、実現可能な方向で御検討いただきたいと思えます。

では、最後に、今後の統計委員会の運営等について、若干お話をしたいことがありますので、説明いたします。資料7、8をごらんください。

実は、統計委員会はこれまで1年半ぐらい開催してきたわけですが、いろいろと試行錯誤でやらざるを得なかったと思えます。本年4月から、新統計法が全面施行されることとなります。したがって、それに沿った、今までも勿論統計委員会は新しい統計法の下で発足したわけですけれども、統計の制度としては、古い法律が残っている面もあったので、指定統計調査とかに関しては、結局統計審議会の仕事をそのまましなければならないという部分もあったわけです。

ということで、今度から本当に新しくなりますので、統計法の趣旨に基づいて、そして基本計画に沿った取組・検討が開始されるということになりますので、今後、次のように運営したいという私の御提案でございます。

まず、親委員会といいますか、統計委員会そのものでは、基本計画の推進とか次期基本計画に向けた検討に係る事項を中心に議論することとする。それが一番重要な仕事であります。

それに伴って、専門技術的な事項については、基本的に各部会の議論に任せ、親委員会ではその結論を最大限尊重する。つまり、これは個々の調査に対する諮問、答申、それに関わる専門技術的なことについては、それぞれの各部会で十分議論していただいて、その

結論を親委員会では最大限尊重するものとするということでありまして、これもそういうふうにしていただいて、余りこの委員会の場で専門技術的な細々したことは議論しない方がよろしいと思いますが、それは部会の権限を尊重するということと、親委員会の審議をなるべく効率的にやるという両方面から必要だろうと思います。

それから、これは実際的なことですが、産業統計部会と企業統計部会の間で所管統計の分担を見直す。これは資料 8 中の表にあります。基本計画部会、国民経済計算部会、個人、家計を対象にした人口・社会統計部会、産業統計部会があり、産業統計部会で第 3 次産業を扱っていたのですが、第 3 次産業に係る部分は、今までありました企業統計部会に移管して、サービス統計・企業統計部会という形にするということです。これはご存知だと思いますが、産業統計部会に係る諮問案件が非常に多いので、もし産業統計部会ですべての産業を全部カバーすることになりますと、そこの負担が非常に大きくなり過ぎということで、そこにサービス統計と書いてありますが、第 3 次産業関係の統計は企業統計部会に合わせてそこで議論していただくことにしたいということです。

そこで、主な改正点といえますか、変更は、産業統計部会と企業統計部会との間の所管統計の分担を見直して、産業統計部会の第 3 次産業関係の部分を企業統計部会の方に移すということであります。

その次は、部会の審議状況の親委員会への報告については、基本計画等策定の将来的な課題とか、他の統計に関連する統計体系の関連する論点など、重要事項に絞って報告していただくことにして、技術的な点については、結論だけ言っていただければそれで良いと思いますし、論点を明確にする点でレジюме等を出していただくことにしたい。今までも報告を出していただいていますからそれで良いのですが、技術的な論点について、何かこと細かく書いていただくのではなくて、どういう論点があったという統計全体の観点からどういうことが重要かということのポイントを指摘したレジюмеを用意していただきたいということです。

最初の を付けたのが、いわゆる親委員会における今後の委員会及び部会運営の在り方のポイントでございます。

その次は、実は今までいろいろ議論してきたわけですが、例えば基本計画の適切なフォローアップというのにも必要になるわけですが、その場合に、実は統計の実情、調査の現場の状況とか、加工統計の推計の実際の仕方とか、報告者負担とか、利用状況あるいは今度公表された統計がどう利用されているか、外からの統計ニーズはどんなものがあるかという、統計に関わるいろんな状況につきまして、もう少し直接いろいろ知ることが必要ではないかということを感じております。勿論、皆様それぞれには、いろいろそういうことを把握していらっしゃると思います。

しかし、それだけではなくて、各府省及び地方公共団体等の統計関係の関係者あるいは統計の直接調査に関わる方だけではなくて、統計を利用する側からの観点、あるいは調査対象になる企業、場合によっては個人や何かの団体の代表の方々から、いろんな事情を伺

ったり、こちらの意見を言って理解していただいたりということをする場を適当に設定する必要があるのではないかと思えます。

特に今回も少し感じたことがあるのですが、やはり地方公共団体の実態の状況については、もう少しいろいろお話を伺って、コミュニケーションをよくした方が良いのではないかとというのが私の印象でありました。そういう面も含めて、意見交換の場をなるべく作りたい。

ただ、それは正規の統計委員会の場ということになりますと、大変御多忙な委員が多いので、定足数をそろえることは容易でなくなるだろうということが1つありますし、また、こういう場では、割合自由に発言していただいた方が良いと思うので、必ずしもそれが委員の正式な発言として議事録に残る形でない方が良いのではないかとということもありますので、御出席できない方はやむを得ないので、出席できる方になるべく出ていただくということで、懇談会形式による運営を基本として、そういう実態把握のためのヒアリングなどを適宜実施していくことにしたいと思います。

ということで2つのポイントがあるのですが、こんな形で統計委員会の運営をしていきたいということになります。

なお、参考までに、次に統計委員会の部会の設置の内規についての案と、今年はどんな統計が諮問案件になるかということがそこにありますので、これも見ていただければと思います。そうすると、どういう統計がどういう部会で審査していただくことになるかということもあって、それである程度バランスがとれているかと思えます。この中には、数だけでは勿論、負担の状況はわからないので、我々は非常に小さいものと思っておりますが、大きな議案もありますから、全体としてバランスがとれているかをよく考えなければいけません。勿論、これ以外にも国民経済計算部会、統計基準部会、匿名データ部会に関しては、また別の形での諮問があり得るわけです。

この点につきまして、何か御意見ございますか。やはり今までの統計委員会の運営も、それなりに試行錯誤で行ってきたところもあるものですから、あるいは皆さんの方にもいろいろ御意見があたりではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

吉川さん、何かないですか。

吉川委員長代理 特に大丈夫です。

竹内委員長 それでは、もし特段の御意見がなければ、勿論こういうことについては、いつでも御意見を言っていただいて結構ですから、こういうことで4月からやらせていただきたいと思います。

では最後に、資料9「『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて(案)」、軽微な事項と認めるものについては、委員会にかけなくてもよいという規定があるわけですが、それについて、それをどう取扱うかについての(案)が一応できていますので、事務局から御説明をいただきたいと思えます。

総務省政策統括官付統計企画管理官 これにつきましては、私から御説明いたしたいと

思います。資料9「『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて(案)」ということです。

右に「平成21年3月9日統計委員会決定」とございますが、新たに決定するという形で書いてありますが、実質的にはこの統計委員会ができるときに定めていただいたものを一部微細な点を、経験を踏まえて修正した上で、そのまま引き継ぐということでございますが、1(1)の冒頭にありますように、根拠法が旧統計法から新しい統計法に変わりますので、形の上では改正というよりは、定め直しをするという形で、そういう形式をとらせていただきたいと思います。

今まで委員会で決定されていたものとの具体的な違いですけれども、1(1)は、今、申したように、根拠法が旧法から新法になるというところで、その根拠の規程を書き変えたただけでございます。

枠囲いの中では、基本的には今までのものを引き継いでおりますが、経験的にもう少し文言をはっきりした方が良いというところについて、何か所か加えてあります。

具体的には の「他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い」と書いてあります。従来の版ですと、最後の「統計基準の変更等に伴い」というところの「統計基準」がなかったですけれども、ここはいわゆる基準分類が変わって、それを個別の統計調査で適用していくというところについては、基準の変更に伴う軽微な変更だということで、従来も「等」で読んでおりましたので、そこを明確にしたということでございます。

それから、最後の を追加いたしました。ここは統計委員会も1年半余り経ちまして、大分答申も出てきましたので、この機に、過去の統計委員会の答申でも、具体的に措置内容を指摘されたものについては、それに従って直すというところにつきましては、既に委員会で議論され、答申にも盛り込まれている事項の実現であるということなので、改めて諮問答申の手続を踏まずに、軽微な処理ということで問題はないのではないかとということで、 を入れさせていただきました。

あとは附則にありますように、一応形の上では、今までの旧のものを新しく塗り変えるということでございますので、旧のものを廃止するという附則を入れてあります。ただ、実質的には、過去のを引き継ぎつつ、変更点につきましては、今、申し上げたようなところを明確化してということでございます。

私の説明は、以上でございます。

竹内委員長 ということございまして、おわかりいただけたと思いますが、つまり、これもある程度制度の基礎の引き継ぎのところに関わるところで、軽微な事項と認めるものというものは、前の統計審議会のときにもあったのですが、その事項を統計委員会がある意味では過去の今までの間には引き継いだ面もあるわけですし、今度本当に新しくなったときに、改めて統計委員会が軽微な事項と認めるものを制度的に言えば決めなければいけないわけですけれども、別に特にそれはこれまで行ってきたことを内容的に変える必要はないと思うので、こういう形で続けさせていただくということにするわけですから、

御了解いただければ、今日それで決定させていただくことにしたいと思います。よろしく  
うございますか。

(「はい」と声あり)

竹内委員長 では、そのとおりにさせていただきます。

それでは、次の議題ですが、昨年 12 月に公的統計の整備に係る基本的な計画について、  
総務大臣に答申したわけですけれども、現在総務省において閣議決定のための手続が行わ  
れているところです。現在の進捗状況について、御説明いただけるということですので、  
よろしくをお願いします。

総務省政策統括官 基本計画に関します閣議決定でございますが、今週の金曜日、3月  
13日をターゲットにいたしまして、3月13日の閣議において閣議決定したいということ  
で、現在準備を進めているところでございます。

答申いただきまして、若干読みづらい等の文章表現を直すとか、あるいは担当省庁につ  
きましてできるだけこれを明確化するというところで、若干変更はしてございますが、実質  
的な内容において、答申を変更した部分はないということで、答申を最大限尊重させてい  
ただく内容になっていると考えているところでございます。

以上でございます。

竹内委員長 ということで、今週の金曜日までに何か突発的なことがなければ、多分今  
週の金曜日に通るだろうということであります。細かい修正はされているようですが、後  
で最終の決定は勿論公表されますので、それは改めてまた見せていただけるのですね。

総務省政策統括官 閣議決定されましたら、またきれいに製本いたしまして、お配りさ  
せていただきたいと思います。

竹内委員長 それでは、何か御質問がなければ、これは御説明を承ったということによ  
ろしいと思います。基本計画は皆さんの御苦心の作ですから、無事、日の目を見ることにな  
って、おめでたいことだと申し上げて良いでしょう。

では、今日の議題はこれで終わりですが、次回の日程について、事務局から御連絡をお  
願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会ですが、年度が変わりまして、4月13  
日月曜日15時から、この建物の11階供用第1特別会議室において開催いたします。会議  
の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願  
いいたします。

竹内委員長 それでは、本日は予定より若干早いですけれども、これでそろそろ終わら  
せていただきます。どうもありがとうございました。

以上